

風俗営業者の皆様へ

鹿児島県警察本部
生活安全企画課

特例風俗営業者の認定制度と優遇措置について

以下、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律のことを「風営適正化法」といいます。

風営適正化法第10条の2の規定に基づき、次の①から③に該当する風俗営業者を対象に、対象となる方からの申請に基づき、同法の規定の適用につき特例（優遇措置）を設けるべき風俗営業者として認定する制度があります。

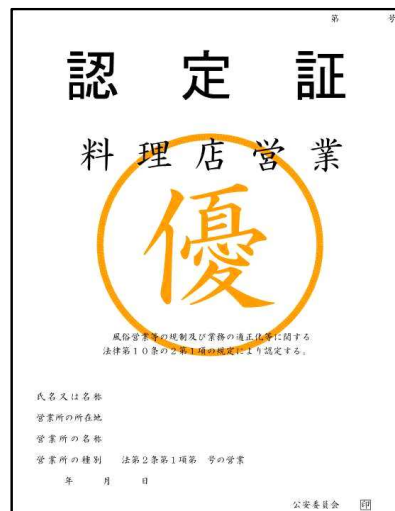
- ① 当該風俗営業の許可（相続又は法人の合併、法人の分割の承認を受けて営む風俗営業にあっては当該承認）を受けてから10年以上経過していること。
- ② 過去10年以内に風営適正化法に基づく処分を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にないこと。
- ③ ①及び②のほか、当該風俗営業に関し法令及びこの法律に基づく条例の遵守の状況が優良な者として国家公安委員会規則で定める基準（過去10年以内に風営適正化法第24条第5項（管理者の解任の勧告）又は第7項（管理者講習の受講）の規定に違反したことがないこと。）に適合する者であること。

特例措置

特例風俗営業者には、

- ◎ 営業所の構造及び設備の変更は、事後の届出で可（本来は事前承認が必要）
- ◎ 管理者に対する二回目以降の定期講習を免除
- ◎ 許可証の掲示に代えてマル優マークの認定証を掲示

の特例措置が設けられています。



特例風俗営業者の認定を受けようとする方は、営業所を管轄する警察署に、申請書類（手数料13,000円）を提出しなければなりません。

詳しくは、鹿児島県警察本部生活安全企画課風俗営業係又は最寄りの警察署にお尋ねください。